

第一章 火薬類に関する事業

第7 火薬類の消費

- 1 火薬類を爆発・燃焼（以下「消費」という。）しようとする者（以下「消費者」という。）は、知事の許可を受けなければならない。ただし、特定の用途又は一定の数量以下を消費（以下「無許可消費」という。）する場合等はこの限りではない。（法第25条）

【許可の基準】法第25条第2項、同第26条、規則第49条から第56条の4

【様式第二十九：施行規則】火薬類消費許可申請書

【添付書類】火薬類消費計画書

○消費の方法

発破：削孔長、削孔径、点火回数等、取扱所・加工所の位置構造 等

煙火：煙火置場の位置構造等、打揚煙火の消費順序 等

○製造業者の氏名又は名称（煙火の場合のみ）

○消費場所で火薬類を取り扱う者の氏名、消費場所付近の見取図

【申請手数料】（煙火の消費許可）7,900円

- 2 消費の許可は、原則として消費の地点ごとにその都度行う必要があるが、継続的事業など場合によっては包括的許可も可能である。（通達）
- 3 無許可消費については、事前に知事に協議を行った上で、届けなければならない。

【参考様式5】煙火消費事前協議書

【参考様式6】煙火打揚げ・仕掛け届出書

- 4 無許可消費のうち、信号又は観賞用煙火については、規則49条第4号に記載のそれぞれの数量以下の煙火であれば、同一の消費地において同一日に消費できる。なお、同一の消費地とは、煙火消費の効果が及ぶ範囲内と解釈する。（通達）
- 5 打揚煙火の消費に際し、打揚筒の設置場所は、種類および量に応じて、人の集合する場所や建物等に対して、次の表に掲げる安全な距離をとる

- こと。(規則第 56 条の 4)
- 6 火薬類取扱所を設けようとする者は、火薬類取扱所設置届を知事に提出しなければならない。(施行細則第 8 条)
- 【第 9 号様式：施行細則】火薬類取扱所設置届
- 【添付書類】火薬類取扱所の設備及び構造を記載した書類
- 火薬類取扱所を中心とした半径 300 メートルの見取図
- 7 坑道式発破をしようとする者は、坑道式発破届を知事に提出しなければならない。(施行細則第 9 条)
- 【第 10 号様式：施行細則】坑道式発破届
- 【添付書類】坑道式発破計画書
- 危険予防の方法を記載した書面
- 坑道式発破の薬室を中心とした半径 1,000 メートルの見取図
- 8 拳銃等又は猟銃に使用される実包、空砲等に関しては、都道府県公安委員会の権限であることから、手続きに関しては各警察署で相談すること。ただし、製造業者又は販売業者が業務のために行う実包等、建設用びょう打ち銃等の産業用銃砲の所持の許可を受けた者がその用途に関し行う消費については、知事の許可が必要となる。(法第 50 条の 2)
- 9 土木工事等で使用する産業火薬の消費申請は、原則として当該工事施工者が行うこと。ただし、請負工事で協力会社に工事を施工させる場合は、その協力会社が組織資格等堅実で責任を取り得るものである場合は、協力会社が申請しても差し支えない。
- 10 建設用びょう打ち銃用空砲に係る許可申請は、銃砲所持許可証を有する本人又は、当該許可証を有している者を使用人としている法人の代表者が行うこと。
- 11 提出部数は原則として 2 部とするが、海域で消費する場合は 3 部とする。
- 12 煙火の消費に関しては、別で定める「煙火消費許可申請の手引き」の内容も確認すること。